

## 【18】修驗道十八箇警策

写1冊

〔書名よみ〕しゅげんどうじゅうはちかけいさく

〔編著者〕未詳 〔書写者〕尊岸 〔写刊年次〕嘉永二年（一八四九）

〔外題〕修驗道十八箇警策

〔内題〕修驗道十八箇警策

〔その他〕ナシ

子で、賢俊大僧正に入室し、剃髪、応永二年（一三九五）に師の賢俊大僧正より庭儀灌頂を受け、三宝院第二十五世門跡となり、醍醐山第七十四代の座主となつた。また東寺百三十四代、百四十一代、百六十一代の長者法務に任せられ、大僧正准后となつた。室町三代將軍足利義満・義持・義教の新任が厚く、幕政にも深く関わり、「黒衣の宰相」ともいわれた。後に、法身院に退き、永享七年（一四三五）に没した。著書に『満済准后日記』（『続群書類從』補遺編）がある。

奥書はないが、表紙に、「嘉永二酉年（一八四九）霜月 春光山法印尊

岸」と署名があり、筆跡からも、尊岸の書写と判断できる。嘉永二年は、尊岸四十七歳で、その時の書写であろう。尊岸が書写した底本、つまり尊岸がどの本を写したのかについては未詳である。本書には、尊岸からは孫にあたる海浦義觀の朱印（蔵書印）があり、尊岸の蔵書を引き継いだ義觀が、尊岸の本に学んでいる様子を彷彿とさせる資料である。

单郭・陽刻・正方) 〔備考〕尊岸一七三。表紙に、「嘉永二酉年霜月 春光山法印尊岸」と署名あり。

〔奥書〕ナシ

〔解題〕

本書は、山伏の心構えを箇条書にしてまとめたものである。初心未行の行者が守るべき要目十八ヶ条を列挙し、出世の指南とした。「行学」の二事を退転なく勤めること、入峰昇進興法利生の外の諸希望を絶つことなど、内容は十八箇条に及んで、内容は具体的である。

本文の最後には、朝暮の勤行の時も、平生安座の折にも、時々この訓戒を見て、忘却しないようにと、戒める文が付されている。

撰者は明記されていないが、三宝院満済（一三七八～一四三五）によるものと言われている。満済は、足利義満（一三五八～一四〇八）の養

〔参考〕

・児玉允「修驗道十八箇警策」解題（宮家準『修驗道章疏解題』、復刻『修驗道章疏』別巻、一〇〇〇年）

（渡辺 麻里子）

嘉永二酉年霜月

春光山法印尊岸

修驗道十八箇警言策

修驗道十八箇警言策

一修驗於行學二事縱雖不堪其器晝夜無退轉致慇懃之志則

現身必可遂願望

一入峯昇進興法利生之外可絕諸希  
望唯以悉地成就二利圓滿可爲

所詮

一於朝暮勤行之時非病患公事不可懈怠就讀經之時特可思是觀文之義理佛神依法樂增威光人間依冥助達玄道一威儀無怠轂系心於佛祖禁戒住

三密相應之思常可慙三業罪障凡諸師八家教法雖區也以諸惡莫作爲本以衆善奉行爲宗然則觸晝夜行跡莫傾油鉢

一入峰修行道具並峯中祕密書籍等深藏之不可失之情思入峯之道

十界一如教迹凡身即佛之祕訓  
也於汲行者之源流輩者專可  
存古代遺風也

一三十三通祕決等任先達訓說守  
傳受旨爲鍊習日日向一兩通可  
修薰積謾以今案邪義莫度

頗是汰滅之基也

一未入峰之輩自恣勿披見峯中之  
書籍等越三昧耶之罪甚以重  
故大日經曰越三昧耶定隨無間文  
三昧耶者梵語也此翻誓願越  
者違也

一入峰之輩對先達昂昂生佛祖  
之思不怠隨遂給仕雖爲小事  
不可違師之嚴命保可重三世  
勝契故也

一雖爲同峯同行於峯中書籍  
者堅可祕之依機根勝劣恐

堪不堪故也但於法器之人者聊  
以莫拘惜

一行住座卧道心堅固須要現身  
佛果本懷抑常住臨終思雖爲  
讀誦念誦之間莫使平生口業  
不淨

一於駁相之時，強無過失。咎人損人之族多以有之是非道之至不足言也。若有不威儀之事，則堅折言心中還可生顧盼扶持思自他之習不辨我分際，勤求他之訛謬。凡獅子身中虫雖噉師子，  
師

可滅我家者唯是我執也是偏忘菩提心之根本自他一如之實  
躬故也

右條々客道之用心出世之指南也。仍爲二三子，節以十八箇警言策責初心未行之疎業，志取之據先達之

庭訓粗誌之汲彼餘流之輩者如法寫之懸心於朝暮勤行之時或衆會經廻之筵或平生安座之處時々見之莫有忘却矣

陸興國西  
津輕郡深浦村圖覺  
寺海清義鏡